

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 ばい煙発生施設の規制規模要件の改正

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項のばい煙発生施設に該当するボイラーの規模要件について、伝熱面積に関する基準を廃止するとともに、バーナーの有無にかかわらず燃料の燃焼能力に関する基準を適用するものとする事。

（別表第一関係）

第二 施行期日等

- 一 この政令は、令和四年十月一日に施行するものとする事。
（附則第一項関係）
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定める事。
（附則第二項関係）